

平成 2 9 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(1 月 定 例 会 議 事 録)

平成 3 0 年 1 月 1 0 日 (水) 1 3 時 3 0 分～
津山市役所 2 F 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数 1 9 名

出 席 委 員 (1 8 名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎 | 2. 太田 裕恭 | 4. 井家上 淑子 | 5. 小串 典介 |
| 6. 竹内 隆一 | 7. 尾島 宏明 | 8. 小島 仁太郎 | 9. 岡田 成子 |
| 10. 松尾 治 | 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 | 13. 仁木 紹祐 |
| 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 | 16. 植本 幸男 | 17. 筒塩 清美 |
| 18. 大山 正志 | 19. 大塚 毅 | | |

欠 席 委 員 (1 名)

3. 池田 幸正

事 務 局 (9 名)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 松岡 局長 | 宮野 次長 | 藤原 主任 | 杉井 主事 |
| 都井 主事 | 流郷 主査 | 小椋 主任 | 池上 主任 |
| 安藤 主査 | | | |

議 事

議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）

議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第72号 非農地証明願承認について

議案第73号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第74号 農用地利用集積計画の承認について

報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(13:30~)

事務局 長

只今から、平成30年1月の津山市農業委員会定例会を開会致します。本日は、委員19名中18名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願いいたします。

日笠 会 長

はい。皆さんあけましておめでとうございます。昨年度はお世話になりましたが、本年も相変わらずよろしく申し上げます。今、事務局が言いましたように、不祥事があって人事異動をやれということで、欠員がでたんですけど、他の課に迷惑が掛けられんということで、自分の課で人事異動をせえということで、そうさせてもらいました。部長なり参与と相談して今言ったように人事異動をさせてもらいました。欠員がありますけど、4月からはまた増やしてもらうように、それからもう一名くれえ言うとするんですけど、なかなか難しいかも知れんけど、欠員の分だけは貰うようにしとります。そういうことで、今後よろしく申し上げます。それでは座らせて貰います。それでは、議事に入る前に、研修報告を岡田委員のほうから、お願いします。

岡 田 委 員

失礼します。昨年の11月21日22日に山口県山口市で開催されました、平成29年度中国・四国ブロック女性の農業委員会研修会に井家上委員さんと私、岡田が出席してきました。

内容としましては、農林水産省、農地政策推進課長から新体制の移行に関する情報提供、山口市農業委員会の事例報告や、京都府立大学の講師による講演等です。山口市の事例紹介では、遊休農地解消のため、エゴマを作付けしているという話を伺いました。ヤセ地でも栽培可能で作り易く、最近では津山市のスーパーでもエゴマオイルの販売が見られております。期待がもたれています。講演では、今回の制度改正で、全国的に女性の農業委員、推進委員が登用された中で、六次化の問題、後継者問題について、女性の立場からどのような取り組みが出来るか等を、グループディスカッションを行い、議論をしてきました。以上簡単ではありますが、報告とさせていただきます。初めて出席させていただいて、良い勉強になりました。

日笠 会 長

ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私の方から指名させていただきます。15番高山委員さん、16番植本委員さん、よろしく申し上げます。

それでは議事に入らせてもらいます。議案第69号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

失礼します。

議案の説明の前に、1件取り下げが出ましたので、議案の修正をお願いします。1ページ1-2が取り下げられました。議案からの削除をお願いします。繰り返します。1ページ1-2が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。

それでは、議案第69号の説明をいたします。今回、津山地区から4件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから2ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、草加部の81歳の女性から、同じく草加部の64歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-3についてですが、高野山西の58歳の男性から、野介代の51歳会社役員男性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-4についてですが、高野本郷の85歳の男性から、高野本郷の

69歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-5についてですが、倉敷市の36歳の男性から、岡山市の62歳会社員男性への、増反による所有権移転です。譲受人の通作距離が約60kmと申し出を受けており、営農の実現性についての面談を1月5日に申請者と地区担当の長森農業委員、永禮睦三推進委員、事務局職員で行いました。結果、既に借り受けている農地の営農の実績から差支えるものではないと両委員から意見をいただいております。従いまして、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議案第69号の説明は以上です。

日笠会長 小島委員 はい、ありがとうございました。それでは地元委員の説明をお願いします。
8番小島です。1-1、1-3、1-4とも、各人とも一生懸命農業をやられる方ですので、よろしくお願い致します。

日笠会長 長森委員 はい、ありがとうございました。では1-5。
14番長森でございます。1-5についてご説明申し上げます。先ほど事務局の説明がございましたが、遠距離でございますので、1月5日に私と永禮委員と事務局とで5日の午後1時半から面談を行いました。先ほど説明もございましたけど、この方既に昨年からおきまして営農実績もおありでございますので、40kmという目安がございしますが、営農には差し障りないだろうと判断致しました。また、地元の町内会長等に相談致しましたが、空き家はないかと探しておられるようなので、本格的に農業に取り組まれるんだという風に考えておりますので、問題ないものと判断致しました。以上でございます。

日笠会長 はい、ありがとうございました。距離は長いけども、やられるということですね。ではそういうことで、皆さん何かありますか。よろしいか。
ありません。

日笠会長 * それでは、賛成の方は挙手でお願いします。

* << 多数、挙手 >>

日笠会長 はい、賛成多数という事でありありがとうございます。議案第70号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） それでは、議案第70号の説明をいたします。今回、津山地区から1件のみの申請です。議案書のページは、3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・下横野の畑、159㎡及び雑種地、258㎡の一部追認案件についてです。農地区分は、土地改良事業の受益地であり、第1種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張で、施設の概要は、農業用倉庫1棟及び露天駐車場です。転用事業者は、下横野にお住いの農業を営む68歳の男性です。居宅に隣接する申請地に農機具や農業用資材を保管するための倉庫を建築するため転用するものです。また、以前から使用していた居宅の前の露天駐車場をそのまま使用しようとしたところ、手続きが未了であったため、併せて申請をするものです。転用にあたり、境界部分は既存の法面により対処し、雨水排水については、集水桝及び排水施設を設け、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。高津用水土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。

敷地の拡張であり、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第70号の説明は以上です。

日笠会長 長森委員 はい、ありがとうございました。それでは地元委員。
14番長森でございます。この案件はですね、先ほど事務局から説明がございま

したが、追認案件も一部ございます。といいますのが、確か私の記憶によりますと、この方はですね数年前に確か火災で家が焼けて、応急的に建てそのままのままでございまして、この度、新規部分を含めまして合わせて申請をさせてもらうということでございまして、特段問題ないと思います。よろしくお願い致します。以上です。

日 笠 会 長
*
日 笠 会 長
*
日 笠 会 長
*
日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。これに対して皆さん意見ありますか。
ありません。
ありませんか。
はい。
それでは、賛成の方は挙手でお願いします。
《 多数、挙手 》
はい、賛成多数という事でありがとうございます。

事務局（津山）

議案第71号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

それでは、議案第71号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転6件、使用貸借権設定3件、加茂地区から所有権移転1件、勝北地区から所有権移転1件の計11件の申請です。議案書のページは、4ページから8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・野介代の田、7,914㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、工場です。転用事業者は加茂町青柳に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は繊維製品製造業です。転用にあたり、境界部分については、造成する法面に種子吹付をし、雨水排水については、敷地内に溜桝及び排水施設を設けて貯留施設に流入し、生活雑排水については、合併浄化槽を設置して既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川下流開拓西部土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。

他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして1-2番・野介代の田、1,997㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、先ほどの1-1番の工場の建設に伴う水路改修工事のための進入路として使用するのための一時転用で、期間は平成30年2月5日から4月30日までです。転用事業者は、先ほどの1-1番と同じ株式会社です。転用にあたっては、盛土を十分締め固め、雨水排水については、素掘り水路を通じて既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。野介代土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と使用貸借契約書の添付を受けております。水路工事のための一時転用であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・総社の畑、165㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.2m程度の居宅1棟で、建蔽率は39%です。転用事業者は、美咲町にお住いの45歳公務員の男性と45歳無職の女性のご夫婦です。現在、借家に居住しており、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水は、溜桝を通じて既存の水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽を設置して既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。総社国分団地町内会から排水承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・志戸部の件についてですが、説明の前に、写真を見てい

*
事務局（津山）

ただきたいと思います。

《 写真回覧 》

改めまして、1－4番・志戸部の田、563㎡、所有権移転の件についてご説明致します。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地4区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は志戸部に本店を置く資本金の額500万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。志戸部水利組合から、排水承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。しかしながら、転用事業者が、平成23年3月に、6棟の建売住宅を平成23年11月3日で完成させるとして転用許可を受けた農地について、昨年12月22日に調査をしたところ、5棟は完成していましたが、写真のとおり、未だ1棟が未着手でした。また、昨日、未着手だった現地に重機が入ったとの情報があり再度現地調査を行いました。これも写真のとおり、確かに重機が入っていましたが、繁茂していた雑草がきれいに撤去されただけの状態であり、着工しているとは言い難く、計画どおりに転用事業を行っているとは言えない状況でした。この未着手の1棟については、平成28年6月に別の農地で分譲宅地を造成するとして転用許可を受けた際に、当時の地元農業委員から過去の転用事業について早期に完了するよう指導していたもので、既に当初計画の転用事業完了予定日から6年が経過しております。津山市が定める農地転用に係る審査基準の第2章第2において、「過去に許可を受けた転用事業者が、特別な理由がないにもかかわらず計画どおりに転用事業を行っていない場合や無断転用等の農地法違反行為があり、是正がなされていない場合には、転用行為を行うのに必要な「信用」があるとは認められないものとする。」と定められており、この度の転用事業者については、先ほど説明しましたとおり、計画どおりに転用事業を行っておらず、またそのことについて特別な理由も提示されていないことから、転用事業を行うのに必要な信用があるとは認められず、転用を許可できない事項である農地法第5条第2項第3号のうち、「農地及び採草放牧地のすべてを当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合」に該当するものと考えます。

続きまして、1－5番・院庄の田、462㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高4m程度の居宅1棟で、建蔽率は22%です。転用事業者は、大谷にお住いの37歳会社員と31歳介護士のご夫婦です。現在、アパートで生活していますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、実家近くの申請地を祖父から借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、溜桝を通じて既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1－6番・神戸の件についてですが、説明の前に、写真を見ていただきたいと思います。

《 写真回覧 》

*
事務局（津山）

改めまして、1－6番・神戸の田、1,328㎡、所有権移転の件について説明します。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地6区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は東一宮に本店を置く資本金の額

300万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、新設する擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、溜桝を通じて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。この転用事業者については、平成27年3月に5棟の建売住宅を5月末で完成させるとして転用許可を受けた農地について、昨年12月に工事進捗状況報告書の提出があり、未着手となっている1棟については平成30年1月中旬に着工すると記載があったため、12月28日及び昨日、現地調査をしたところ、確かに4棟は完成していましたが、1棟が未着手でした。この未着手の1棟については、平成29年2月に提出された工事の進捗状況報告書では、8月末までに完了するとの記載があり、昨年4月に別の農地で分譲宅地を造成するとして転用許可を受けた際に、許可を受けた5棟の建売住宅のうち2棟完成、1棟着工、1棟地鎮祭中であり、当初計画と比べ遅滞しているが、2月の報告通りには進捗しているとのことで許可意見となった経過がございます。津山市が定める農地転用に係る審査基準の第2章第2において、過去に許可を受けた転用事業者が、特別な理由がないにもかかわらず計画どおりに転用事業を行っていない場合や無断転用等の農地法違反行為があり、是正がなされていない場合には、転用行為を行うのに必要な「信用」があるとは認められないものとする。と定められており、この度の転用事業者については、先ほど説明しましたとおり、計画の延期を繰り返し計画どおりに転用事業を行っておらず、またそのことについて特別な理由も提示されていないことから、転用事業を行うのに必要な信用があるとは認められず、転用を許可できない事項である農地法第5条第2項第3号のうち、「農地及び採草放牧地のすべてを当該申請に係る用途に供することが確実に認められない場合」に該当するものと考えます。

続きまして1-7番・河面の田、504㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は、河面にお住いの42歳建設業の男性です。現在、資材置場として利用している土地を所有者が売却することとなったため、自宅に隣接した申請地を新たに資材置場とし、業務の拡大を図るため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路により対処し、雨水排水は、既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます

続きまして、1-8番・福井の畑、310㎡、所有権移転の件についてです。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.4m程度の居宅1棟及びカーポート1棟で、建蔽率は24%です。転用事業者は、東一宮にお住いの29歳会社員の男性です。現在、アパートで生活していますが、将来のことを考え、祖父が所有する申請地を譲り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、擁壁内周に排水施設及び集水桝を設け、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。イモチ水利組合から排水承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・上田邑の農業用施設、843㎡、使用貸借権設定の追認案件についてです。農地区分は、農振農用地で、農振用途変更済みです。転用目的は、農業用露天資材置場です。転用事業者は、上田邑に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は農業です。事業所近くの申請地を、周辺で借り受けている農地を耕作するための農業用車両及び農機具、農業用資材等の置場として使

用していたものです。転用にあたり、境界部分は既存の法面を利用し、天板には砂利を敷き詰め、雨水排水については、自然浸透させ、余剰分については既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。田邑土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農業用施設であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (加 茂)

はい、ありがとうございました。加茂、お願いします。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番・加茂町塔中の宅地663㎡、所有権移転の追認案件です。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は自動車展示場です。転用事業者は、加茂町塔中に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は自動車販売業です。自動車の展示スペースが必要となり転用していたものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロックが設置されており、雨水排水については既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。加茂町塔中町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

はい、勝北。

それでは勝北地区分の説明を致します。

4-1番・上野田の畑404㎡、所有権移転の件についてです。農地区分については第1種、第3種に該当しないことから第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.6m程度の居宅1棟で、建蔽率は30%です。転用事業者は、押入にお住まいの33歳会社員の男性です。現在、借家に居住していますが、妻の実家に近い義父の土地を譲り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用に当たり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水については、敷地内に排水路及び沈殿枡を設けて既存の水路に流し、生活雑排水については公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。上野田町内会から排水承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第71号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今、議案71号に対して事務局の説明がありましたが、地元委員が説明する前に、5番の小串委員から1-4と1-6の説明をお願いします。

小 串 委 員

委員の小串です。よろしく申し上げます。問題のある案件につきましては、事前にお知らせいただくようにしております。そして、事前にこの2件についてはお知らせいただきまして、私の方でこういう風に説明してくださいと。この点はどうなってますかということで、先ほどのような説明をして頂きました。細かい農地法の条文を見てなかったんですけども、この条文を見てくださいということで、先ほど事務局から説明がありました、農地法第5条第2項3号の「転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないこと」、これにそのままずばり該当するという風に考えざるを得ません。ですから、そのほかに特に理由がない限りは、この法律の規定に従う限りは不許可になるということです。これが法律家の考えですので、委員の皆さんで議論して頂ければ、ただ、法律の大概は解ってください。ということです。

日 笠 会 長
大 山 委 員

ありがとうございました。そうしたら、地元委員、初めから1-1から。

1区の大山です。説明します。1-1と1-2についてまず説明します。これは数年前から■■■■の方が計画を立てられて、十分な計画も立てられたということ

で、問題はないという風を感じております。

それから1-3につきましても、これも国府団地という所が総社にありまして、これの一角にありまして、周囲は全部家が建っているという風な状態でございますので、これも問題はないと思っております。

それから続いて1-4でありますけど、先ほどから問題になっておりますけれども、この土地の案件につきましては、問題はないという風に考えておりますが、先ほどからありましたように譲受人の方が色々問題がありまして、先ほど平成23年に問題が起きたということではありますが、この方は現在、両親それから兄夫婦、兄夫婦の家族ですねと、この方と大所帯でおられまして、本人は結婚する予定でありましたが、お話が破談になったという風なことで、家が建てられなくなったというのが現状ではないかと、いう事を聞いております。ゆくゆくは建てたいのだけど、現在、そのようなこともあって建てる気がしないんだという風に言われて、親夫婦、あるいは兄夫婦と今同居中で何とかしたいのは山々だけど、という風なことで現在の土地に荷物だけでも、自分の荷物ですねいろいろと持っている物、これを倉庫を建てて移しておきたいという風に言われておるらしいです。■■■■さんの方も、23年にはそういう風な話をし、また途中でも話をし、現在でも家を建て建てともなかなか言いにくいし、また、自分が引き取って建てようか、代替地を出そうかという風な話もしているようですが、本人さんも中々思いきれないというのが現状でありまして、本人自身は建てたいというのはやまやまですけど、現状ではそういう風なことだということでもあります。それから先ほど申しましたけども、新しい土地の方も、前所有者の方がもうお客さんを見つけてきて造成をお願いしたと、いう風な状況もあったらしいですので、それを踏まえてみますと、何とかならないもんだらうかなという風な気は私の方ですとんですが、いろいろと皆さんのご意見も伺いたいという風に思います。以上です。

日 笠 会 長

はい、1-5について院庄ですが、昨日、地元の推進委員さんと会議をしました。これは問題ないんじゃないかと聞いております。

1-6、今も小串委員さんに意見を聞いたのですが、これも昨日聞くのに、これを許可してくれたら、前の棟を、1区画残っておるのを工事を始める言うけど、再々騙されておるんで、一応基礎ないと出来たら、これを認めてあげようと、今日のところは不許可にってもらおうのが、いいのではないかと思います。

今度は1-7河面。

井 家 上 委 員

4番井家上です。12月26日に推進委員さんと2人で現地を確認を致しました。1-7については、集落に接続しておりますし、その隣にご本人の居宅ということですので問題ないと思います。

それから1-8なんですけども、これも一般道路に隣接しておりますし、それからおじいちゃんの方が孫にということで、問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

日 笠 会 長
長 森 委 員

はい、ありがとうございます。長森委員さんお願ひします。

14番長森でございます。今日は地元の池田委員がお休みでございますが、池田委員との話の中で前から指導していた案件で、先ほど事務局の説明もありましたが追認案件でございますので、この度、池田委員の指導が実ったということで、特に問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

日 笠 会 長
山 下 委 員

はい、加茂。

11番山下です。この件は、前回の非農地証明願の時に却下された分で、今度こういう形で出し直したということなので、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

日 笠 会 長
松 尾 委 員

はい、ありがとうございます。今度は、勝北。

10番松尾が説明させていただきます。1月6日に現地確認させていただきましたが、特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今、71号に対して事務局並びに地元委員の説明がありましたが、1-4、1-6を外して、後は賛成頂けますか。

*
日 笠 会 長 はい。

*
日 笠 会 長 それでは、賛成の方は挙手でお願いします。

日 笠 会 長 《 多数、挙手 》

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事でありありがとうございます。1-4、1-6、これはどう
いう風な処理にいたしますか。

大 山 委 員 以前の問題なんですけど、破談になってなんとかせんといけんということで、本人でなしに親の方からいろいろ何とかさせるからというふうなこと、わしも金をちいとは出してやらねばいけんし、何とかして、兄夫婦とおらすのも考えもので、何とかすると言とんだと、いう風に言わりようなんです。それから、■■■■の方も話をしまして、刑事告訴でもしてもらってでも、罰金でもどねえでも払うのなら払うからと、こういう風な気持ちもあるようなので、なんとかその辺を汲んでもらえん
だろかという風な話をしてきたんですけど。

日 笠 会 長 罰金ということはここではできん。

大 山 委 員 本人にもなかなかわしもよう言わんのじゃと。

日 笠 会 長 それも解りますけど、これも6年も7年も前からいうて約束が違う。

大 山 委 員 本人もどっちもよう解ってるらしいんですけど。

日 笠 会 長 これを皆さんがどう思われるかいうことで、一応するけん言うんじゃけど、今小
串委員からも聞いたように、個人的な意見だけけど、2つを不許可として、残ってし
ようとしているところが1区画でも。

大 山 委 員 新しい方も、自分で客を連れてきておるらしいです。

日 笠 会 長 こういう意見もでておるんですが、どう思われますか。

長 森 委 員 14番長森でございます。以前似た案件が下横野でもございまして、その時も確
か当初申請と違うような形で分譲なされまして、とりあえず全て完成するまで次の
許可は出さないとしておりますので、その辺のことも過去の経緯もございまして
ので、その場その場でやらないように、一応法律に抵触するようであればこの際否決
すべきだと思います。以上です。

日 笠 会 長 色んな意見が出ておりますが、皆さんどう考えますか。

大 山 委 員 元々へ戻すという風な方向でさせてもいけませんか。前の所有者に戻して、おそ
らく田か畑、あそこだったら田と申いますけど、農地に戻すように。

太 田 会 長 代 理 それは農地に戻るかどうかじゃな。もう造成は着工されとんじゃろうけん、完成
してないだけじゃろうけん、また元に戻す言うても大変じゃけん、早う解決しても
ろうたらもうできるんじゃけん、そっちの方を考えてもらうた方が。

大 山 委 員 なかなか本人1人だけで家を建てるのはよう建てんし。

太 田 会 長 代 理 それはいつまで経っても建たんで。いつまで言うたらおかしいけど。

日 笠 会 長 一応不許可にしてもろうて、それから後、建つようにそこに杭をして、そこをま
た申請してもらう方がええと思うんじゃけどな。なんとかするけん、なんとかする
けん言うてやりようたらどねえにもならんようになるんじゃ。これだけしたらええ
けんちょっと保留いうことにしたら5年も6年もこれは経つとるけん、事務局がこ
れを持つとるのめかなわん思うんじゃ。一応基礎だけして、これでええゆうこと
になったら1-6も、基礎だけないとしてするんならええけど、それでなけりゃあこ
のくらいで言うてしよおったら切りがつかん。事務局も大変なことになるんじゃ。
5年も6年も持つとるということになりやあな。どんなものでしょうか。

大 山 委 員 さっき言うたように、何とか処分というような形も出来んのですかね。

事 務 局 (津 山) 失礼します。1-4、1-6とも両方とも共通した案件なんですけれども、どち
らも以前建売住宅を建てるとして許可を得っていたものです。建売住宅というもの
は■■■■さん、■■■■さん、ここが住宅を建てて、建てた物を買手
に売るという事業を許可したものです。ですので、建ててないものを売るとは当然認められて

ませんし、建てるのはあくまで1-4であれば[]さんが土地に建てた物を売るとなりますので、その土地に[]さんが家を建てれないということになれば、そこを取り下げて、農地に戻して、以前の所有者に権利を返していただいて、当然ながら、先ほど大山委員さんからも出ましたが、そこを取り下げて農地に戻して、[]よりも前の所有者さん、そこまで戻して取り下げを出してもらおうといった形になります。戻して取り下げが出ればそれでOKなのかということになりますけども、それ以降はまた皆様の審議になると思うんですが、住宅を建てれないとして取り下げがあった業者さんがさらに次の住宅を建てるというような申請が信頼ができるのかどうかというような審議になるかと思しますので、非常に注意が必要かと考えます。いずれにしても、どちらの転用にしても過去の転用事業で建売住宅、家を建てると思いますので、分譲ではございません。[]なり、[]なりが、自ら家を建てると、その建てた物を売るという転用を許可しております。そのところで、少し先ほどから話がちょっと違ったところがあるのかなと考えております。

大山委員
日笠会長

なんで売買ができるとかということですよ。

この前もあったと思うんじゃないかな。その場しのぎで言うけん。辻褄が合わんようになるんじゃない。

大塚委員

不許可でしょう。今、事務局の説明を聞いたら建売住宅で許可しとるんでしょ。それを分譲にしとるんでしょ。そんなもの基本的に間違いじゃけん、不許可は当然です。

太田会長代理
大塚委員

宅地の分譲だけであればまだな。

それならまだええけど。建売住宅で許可を得るものを分譲で売とるということは、その時点で既に違法行為をやとるという事でしょう。そんなのは絶対だめですよ。

日笠会長

どんなもんでしょうか。2つを不許可ということでは、どっちにしたらええかな。不許可と思う人は手を挙げてください。

*

《 全員、挙手 》

日笠会長

はい、全員そういう事で、この1-4、1-6を不許可ということで、あとは承認ということでよろしいな。そのようにお願いします。議案第72号非農地証明願承認について上程します。事務局1つ取り下げがあるようる。

事務局（津山）

失礼します。議案の訂正をお願いします。議案書9ページ1-3福井の件ですが、取り下げ書の提出がありましたので、削除をお願いします。議案書9ページ、1-3福井の件は、取り下げ書の提出がありましたので、削除をお願いいたします。以上です。

日笠会長
大山委員

はい、ありがとうございました。筆頭者の方から説明をお願いします。

1区大山です。1-1について説明いたします。これは野介代の土地でありまして、墓地への進入路ということで相当前から使ったのと、これには45年と書いとりますけど、かなり前から進入路ということでありましてので、致し方ないという風に感じております。

日笠会長
高山委員

はい、次。

15番高山です。1-2についてご説明します。平成15年時分に自宅を改築された際に、前の田んぼの方へ増築されたような感じになった部分のものを、今回分筆が整いましたので、枝番で15番ということで39㎡ほど、既存の状態に戻すように手配した内容のものです。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

日笠会長
長森委員

ありがとうございました。これが取り下げで、次1-4。

14番長森でございます。1-4についてご説明いたします。これも先ほどと同じような案件でございまして、農地法を知らずに家を建てしもうたと、かなり前に家を建てて、今更どうしようもないんで、致し方ないと思います。よろしくをお願いします。

日笠会長

はい次、加茂。

竹 内 委 員	6 番竹内です。加 2-1 でございますが、加茂町成安の1172-6に、5 7 年ごろから進入路、それから家の前に庭、家の横に物置を作っていたというような状況でございました。よろしくお願ひします。
日 笠 会 長 尾 島 委 員	はい、次、これは尾島さんか。 7 番尾島です。4-1、4-2 について説明させていただきます。4-1 ですが、ここの利用状況の欄に書いてある通りでございます。申請人の方が高知県なんですけども、ここから高知の方に嫁に行かれて、空き家になっとりますので、近所の方がちゃんと管理をされて、草、木等の繁茂はございません。ので、仕方ないのかなと思います。 それから4-2 でございますけども、農道がついて進入路等々、全部なくなってしもうて、どうやって入っていけばええんならという風な状況でございます。これも致し方ないのかなという風に思いますので、よろしくお願ひいたします。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございます。7 2 号に対して今筆頭者からの説明がありましたが、皆さん何かありますか。ありませんか。
*	はい。
日 笠 会 長	はい、賛成の方は挙手をお願いします。
*	《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事で、承認とさせていただきます。 議案第 7 3 号耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。説明願ひします。筆頭者の方。
植 本 委 員	1 6 番植本でございます。現地を確認したところ、利用状況のところにありますよう、山林化としてなっております。雑木のほうはかなり大きくなっておりまして、農地の復旧は無理だと思います。よろしくお願ひいたします。
日 笠 会 長	はい、今説明がありましたが、そういうことで皆さん承認いただけますか。
*	はい。
日 笠 会 長	はい、承認の方は挙手をお願いします。
*	《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第 7 4 号農用地利用集積計画の承認について、事務局説明願ひします。
事務局（津山）	失礼します。議案第 7 4 号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。議案書のページは、1 3 ページから 2 7 ページです。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区 1 0 件、加茂地区 4 件、勝北地区 3 件、久米地区 1 1 件の計 2 8 件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。議案第 7 4 号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございます。利用集積ですから、皆さん承認いただければありがたいのですが。
*	はい。
日 笠 会 長	承認いただけますか。はい、賛成の方は挙手をお願いします。
*	《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 報告第 1 6 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について。
事務局（津山）	報告第 1 6 号について説明します。議案書のページは 2 8 ページから 3 1 ページです。今回は、相続によるものが 7 件 2 9 筆となっております。1-3、1-5 につきましては、現況が一部無断転用の農地がございましたので、適正な手続き、または管理を行うよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。報告第 1 6 号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございます。 議案はこれで終わったんですが、委員の皆さんの方から何かありますか。ありませんか。無い様でしたら、次に移らせてもらいますが、よろしいな。

*
日 笠 会 長
事 務 局

はい。

事務局の方から。

それでは私から1件、現地調査のご報告をさせていただきます。

昨年、12月4日に開催されました、農業委員会において、市に進達する意見の内容を付託されました議案第63号4-1の件について、定例会終了後、現地調査を行いました。その結果、 が所有する、既存の資材置場には資材がほとんど置かれておらず、使用されている形跡も見られなかったことから、申請地を新たに資材置場として転用する必要があるとは言いがたく、許可するべきでないとの意見を進達することといたしました。

以上、現地調査の報告とさせていただきます。

日 笠 会 長
事 務 局

はい、ありがとうございます。その他連絡事項についてありませんか。次回について宮野君。

事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回2月の定例委員会ですが、2月13日火曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の2月の定例委員会ですが、2月13日火曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。

なお、次回の定例会では、推進委員さんにも参加いただき、下限面積や新規就農についての協議を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局からの連絡は、以上でございます。

日 笠 会 長
太 田 会 長 代 理

これを持ちまして定例会の審議を終了とします。

失礼します。今年平成30年の最初の農業委員会ということで、平成も残りわずかになったようですけど、事務局の説明のように今年これから下限面積や非農地について大きな問題、津山市としては、たくさん意見をもってるんで、地域のことや状況、推進委員の方や農家の方の意見を聞きながら、これから協議が出来たらいいと思います。そしてまた、今年が長年続いた、半世紀近く続いた転作の割り当てが初めてなくなって、作付が自由になったりして、米の値段や生産量がどうなるのかなというような関心があるんですけど、それぞれ皆さん作付を計画する時期になってきたかと思います。それでは総会を終わりたいと思いますので、ご起立をお願いします。「礼」。

*

お疲れ様でした。

(15:00終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
